

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十九条の五及び第三百三十六条の二の二の規定に基づき、不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途を定める件

建築基準法施行令第九十九条の五及び第三百三十六条の二の二に規定する不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途は、次に掲げるものとする。

- 一 スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設
- 二 不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途
- 三 畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

